



盛土規制法に関する
詳細情報(県HP)

令和7年10月23日

開発・盛土指導課
直 通：092-643-3797
内 線：4771、4658
担 当：木龍、勇川

福岡県盛土対策連絡協議会を開催します

～ 危険な盛土は許さない 県と全市町村が連携 ～

福岡県では盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)の運用を開始いたしました^{※1}。

運用にあたって、県と市町村が危険な盛土等に関する課題や情報を共有し、意見交換などを通じて課題解決に取り組むことが必要と考え、「福岡県盛土対策連絡協議会」を設立し、第1回協議会を10月27日に開催いたします。

※1 盛土規制法の所管である福岡県、北九州市、福岡市は運用開始済み。久留米市は令和8年4月運用開始予定。

1 日時

令和7年10月27日(月) 13時30分から15時00分まで(開場13時)

2 場所

福岡県庁 講堂(3階)

3 次第

(1) あいさつ 福岡県建築都市部次長

(2) 議事

- ・協議会の規約案について
- ・協議会の取り組みについて

(3) 講演

「九州における盛土規制法運用開始後の状況について」

・国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課

「不法・危険盛土等への対処実務」

・福岡県農林水産部農山漁村振興課

4 協議会構成員

- ・県(開発・盛土指導課)
- ・県内全市町村(60市町村)

★報道機関の皆さまへ

撮影は次第「1 あいさつ」まで可能です。議事内容等については協議会終了後に、同会場で担当課が取材対応します。